

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
1	永久標識等の移転の請求等(公共測量)	測量法	39		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
2	測量成果の複製(公共測量)	測量法	43		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
3	測量成果の使用(公共測量)	測量法	44-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
4	測量標識移転の承諾	新住宅市街地開発法	34の2-2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
5	都市計画施設等の区域内の建築許可	都市計画法	53-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
6	被災市街地復興推進地域内の建築行為等の許可	被災市街地復興特別措置法	7-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
7	防災街区計画整備組合の設立認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	94		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
8	防災街区計画整備組合の合併認可	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	98-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
9	防災街区整備推進機構の指定	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	289-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 計画係 0246(22)7511	
10	屋外広告物の許可	屋外広告物法	4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 景観係 0246(22)7512	
11	屋外広告業の登録	屋外広告物法	9		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 景観係 0246(22)7512	
12	講習会終了相当者の認定	屋外広告物法	10-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市計画課	都市計画課	都市計画課 景観係 0246(22)7512	
13	開発行為の許可	都市計画法	29			50日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	開発審査会の審査に要する日数を除く
14	開発許可の変更許可	都市計画法	35の2-1			40日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	
15	工事完了検査及び検査済証の交付並びに工事完了公告	都市計画法	36-2、36-3			25日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	書類の補正、現場の手直し工事とその確認に要する日数は含まない
16	工事完了公告前の建築等の承認	都市計画法	37-1			25日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
17	建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定された区域における例外建築の許可	都市計画法	41-2			40日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	
18	予定建築物以外の建築物等の建築許可	都市計画法	42-1			25日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	
19	開発許可を受けた土地以外における建築等の許可	都市計画法	43-1			40日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	開発審査会の審査に要する日数を除く
20	許可に基づく地位の承継の承認	都市計画法	45			8日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	
21	開発行為又は建築に関する証明書の交付	都市計画法施行規則	60			15日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	
22	優良宅地認定	租税特別措置法	28の4-3(5-イ、7-イ)、31の2-2(14-Ⅱ)、62の3-4(14-Ⅱ)、63-3(5-イ、7-イ)、68の69-3(5-イ、7-イ)			50日		都市計画課	都市計画課	都市計画課 土地調整係 0246(22)7513	
23	行政財産の使用許可	地方自治法	238の4-4	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。			将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
24	市営駐車場の指定管理者の指定	いわき市駐車場条例	14-1、15-1			指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
25	市営駐車場の使用料の減免	いわき市駐車場条例	7	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
26	市街地再開発促進区域内の建築の許可	都市再開発法	7の4-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
27	測量、調査のための土地の立入りの許可	都市再開発法	60-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
28	測量、調査のための土地の建築物等の立入りの許可	都市再開発法	60-2	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
29	障害物の伐除の許可	都市再開発法	61-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
30	土地の試掘等の許可	都市再開発法	61-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
31	障害物の伐除の許可	都市再開発法	61-3	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
32	事業施行地区内の建築行為等の許可	都市再開発法	66-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
33	土地の形質の変更等の承認	都市再開発法	66-8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
34	施行地区内の権利の処分の承認	都市再開発法	70-2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
35	建築計画変更の承認	都市再開発法	99の7		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
36	債務の弁済に関する計画の承認	都市再開発法	117の3		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
37	施行地区内の土地等の処分の承認	都市再開発法	118の3-1		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
38	譲受け希望の申出等の撤回の同意	都市再開発法	118の5-1		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
39	建築計画の変更の承諾	都市再開発法	118の28-2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
40	標識の移転、除去等の承諾	都市再開発法	118の29		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
41	標識の移転、除去等の承諾	都市再開発法	64-2		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、審査基準の設定は不要である。		法令上処分権限がなく又は処分の対象となる行政客体が存在し得ず、標準処理期間の設定は不要である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
42	個人施行の認可	土地区画整理法	4-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
43	規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可	土地区画整理法	10-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
44	施行者の変動による規約の認可	土地区画整理法	11-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
45	個人施行の廃止又は終了の認可	土地区画整理法	13-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
46	土地区画整理組合設立の認可	土地区画整理法	14-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
47	事業計画策定前の土地区画整理組合の認可	土地区画整理法	14-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
48	事業計画策定前の土地区画整理組合の策定した事業計画の認可	土地区画整理法	14-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
49	組合の事業計画・事業基本方針・定款の変更認可	土地区画整理法	39-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
50	組合の理事が賦課金の滞納処分を行う認可	土地区画整理法	41-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
51	組合の解散の認可	土地区画整理法	45-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
52	組合の清算人が作成した決算報告書の承認	土地区画整理法	49		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
53	区画整理会社の規程及び事業計画の認可	土地区画整理法	51の2-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
54	区画整理会社の規程・事業計画の変更認可	土地区画整理法	51の10-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
55	区画整理会社の合併等又は事業の譲渡等の認可	土地区画整理法	51の11-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
56	区画整理会社施行の廃止又は終了の認可	土地区画整理法	51の13-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
57	測量又は調査のための土地の立入等の認可	土地区画整理法	72-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
58	測量又は調査のための土地の立入等の認可	土地区画整理法	72-6		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
59	建築行為等の許可	土地区画整理法	76-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所	都市復興推進課 0246(22)7530 小名浜区画整理事務所 0246(54)2240 勿来区画整理事務所 0246(63)2111 内線5392	
60	建物等の移転又は除却の認可	土地区画整理法	77-7		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
61	移転、除却の際の建築物等の使用許可	土地区画整理法	77-8		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所	都市復興推進課 0246(22)7530 小名浜区画整理事務所 0246(54)2240 勿来区画整理事務所 0246(63)2111 内線5392	



行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
62	標識の移転、除去等の承諾	土地区画整理法	81-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所	都市復興推進課 (22)7530 小名浜区画整理事務所 (54)2240 勿来区画整理事務所 (63)2111内線 5392	
63	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	85の2-5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所	都市復興推進課 0246(22)7530 小名浜区画整理事務所 0246(54)2240 勿来区画整理事務所 0246(63)2111 内線5392	
64	換地を市街地再開発事業区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	85の3-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所	都市復興推進課 0246(22)7530 小名浜区画整理事務所 0246(54)2240 勿来区画整理事務所 0246(63)2111 内線5392	
65	換地を高度利用促進区内に定められるべき宅地の指定等	土地区画整理法	85の4-5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課、小名浜区画整理事務所、勿来区画整理事務所	都市復興推進課 (22)7530 小名浜区画整理事務所 (54)2240 勿来区画整理事務所 (63)2111内線 5392	
66	換地計画の認可	土地区画整理法	86-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
67	換地計画の変更の認可	土地区画整理法	97-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
68	交換分合計画の認可	農住組合法	9-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
69	交換分合計画公告後の土地の形質変更の許可	農住組合法	11		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
70	農地利用規約の認定	農住組合法	13-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
71	定款、事業基本方針の変更の認可	農住組合法	48-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
72	農住組合の設立の認可	農住組合法	67-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
73	農住組合の解散の議決の認可	農住組合法	71-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	
74	農住組合の合併の認可	農住組合法	72-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	都市復興推進課	都市復興推進課	都市復興推進課管理係 0246(22)7530	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
75	国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外	建築基準法	3-1(4)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。			建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
76	建築確認	建築基準法	6-1(1)~(3)		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	35日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	構造計算適合性判定に係る物件については最大35日の処理期間延長が可
77	建築確認	建築基準法	6-1(4)		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
78	完了検査	建築基準法	7-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
79	中間検査	建築基準法	7の3-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	4日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
80	仮使用の承認	建築基準法	7の6-1(1)		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。			建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
81	道の位置指定	建築基準法	42-1(5)					建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
82	接道義務の特例許可	建築基準法	43-1					建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
83	道路内建築の許可	建築基準法	44-1(2)			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
84	道路内建築の認定	建築基準法	44-1(3)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
85	道路内建築の許可	建築基準法	44-1(4)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
86	用途規制の許可	建築基準法	48		事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することは困難である。	事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
87	特殊建築物の位置の許可	建築基準法	51		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
88	計画道路がある場合の容積率の例外許可	建築基準法	52-10		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
89	機械室等に関する容積率の許可	建築基準法	52-14		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
90	建ぺい率に関する制限の適用除外の許可	建築基準法	53-5(3)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
91	敷地面積の許可	建築基準法	53の2-1(3)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
92	敷地面積の例外許可	建築基準法	53の2-1(4)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
93	高さ制限の認定	建築基準法	55-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
94	高さ制限の許可	建築基準法	55-3(1)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
95	高さ制限の許可	建築基準法	55-3(2)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
96	日影規制の許可	建築基準法	56の2-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
97	高架の工作物内の建築物の高さ制限の認定	建築基準法	57-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
98	高度利用地区内の容積率、建ぺい率、建築物の建築面積の許可	建築基準法	59-1(3)		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
99	高度利用地区内の道路斜線制限の許可	建築基準法	59-4		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
100	総合設計の許可	建築基準法	59の2-1				将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
101	予定道路がある場合の容積率の許可	建築基準法	68の7-5		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
102	建築協定の認可	建築基準法	70-1				過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
103	建築協定の変更の認可	建築基準法	74-1				事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
104	建築協定の廃止の認可	建築基準法	76-1				将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
105	1人で定める建築協定の認可	建築基準法	76の3-2				過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
106	応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法	85-4		事案ごとの裁量部分が大きく、審査基準を設定することは困難である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
107	仮設建築物の建築許可	建築基準法	85-5		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
108	1又は2以上の建築物に関する一団地の認定	建築基準法	86-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
109	既存建築物を含む複数建築物に関する一団地の認定	建築基準法	86-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
110	1又は2以上の建築物に関する一団地の総合設計の許可	建築基準法	86-3		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
111	既存建築物を含む複数建築物に関する一団地の総合設計の許可	建築基準法	86-4		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
112	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定	建築基準法	86の2-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
113	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の許可	建築基準法	86の2-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
114	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可	建築基準法	86の2-3		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
115	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	建築基準法	86の5-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
116	総合的設計による一団地の住宅施設の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定	建築基準法	86の6-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
117	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定	建築基準法	86の8-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
118	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の変更の認定	建築基準法	86の8-3		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
119	用途変更における確認	建築基準法	87-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	35日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
120	用途変更における用途規制の例外許可	建築基準法	87-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
121	建築設備の確認	建築基準法	87の2-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
122	建築設備の完了検査	建築基準法	87の2-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	



行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
123	建築設備の中間検査	建築基準法	87の2-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		4日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
124	建築設備の仮使用の承認	建築基準法	87の2-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
125	工作物の確認	建築基準法	88-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
126	工作物の完了検査	建築基準法	88-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
127	工作物の中間検査	建築基準法	88-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		4日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
128	昇降機の仮使用の承認	建築基準法	88-1	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
129	製造施設等の建築確認	建築基準法	88-2	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		35日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
130	製造施設等の完了検査	建築基準法	88-2	法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		7日		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
131	製造施設等の仮使用の承認	建築基準法	88-2		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
132	前面道路とみなす計画道路等の認定	建築基準法施行令	131の2-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
133	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	17-3		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
134	認定を受けた計画の変更の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	18-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
135	建築物の耐震改修の計画の認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	8-3				事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
136	認定を受けた計画の変更の認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律	9-1				事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
137	優良住宅認定	租税特別措置法	28の4-3(6、7-D)、31の2-2(15-ニ)、62の3-4(15-ニ)、63-				過去に申請実績があるものの、将来的に申請が見込めず、標準処理期間を設定する実益がない。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
138	長期優良住宅建築計画の認定	長期優良住宅の普及に関する法律	6 1				事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
139	認定を受けた計画の変更の認定	長期優良住宅の普及に関する法律	8-1			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
140	譲渡人を決定した場合における認定を受けた計画の変更の認定	長期優良住宅の普及に関する法律	9-1			事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。		建築指導課	建築指導課	建築指導課 指導係 0246(22)7516	
141	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可	都市公園法	5-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	14日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
142	公園管理者以外の公園施設の設置管理の変更の許可	都市公園法	5-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	14日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
143	都市公園の占用の許可	都市公園法	6-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	14日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
144	都市公園の占用の変更の許可	都市公園法	6-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	14日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
145	都市公園の行為の許可	都市公園条例	3-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
146	都市公園の行為の許可	都市公園条例	3-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		公園緑地課	(財)いわき市 公園緑地観光 公社	(財)いわき市公 園緑地観光公 社0246(43)0033	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
147	都市公園の行為の許可の変更	都市公園条例	3-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 0246(22)7518	
148	都市公園の行為の許可の変更	都市公園条例	3-3		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		公園緑地課	(財)いわき市公園緑地観光公社	(財)いわき市公園緑地観光公社 0246(43)0033	
149	公園施設の利用の許可	都市公園条例	7-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		公園緑地課	(財)いわき市公園緑地観光公社	(財)いわき市公園緑地観光公社 0246(43)0033	
150	都市公園の指定管理者の指定	都市公園条例	12の3				指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課管理係 0246(22)7518	
151	公園使用料の減免の決定	都市公園条例	15-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。	7日		公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課管理係 0246(22)7518	
152	特別緑地保全地区内の行為の制限に対する許可	都市緑地法	14-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課管理係 0246(22)7518	
153	緑地管理機構が管理協定を締結する場合の認可	都市緑地法	24-5		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課管理係 0246(22)7518	
154	緑化地域内における建築物の緑化率規制の適用除外の許可	都市緑地法	35-3		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ標準処理期間の設定が困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課管理係 0246(22)7518	

行政手続制度の運用に係る調査票  
申請に対する処分(都市建設部)

No.	許認可等に係る事務	根拠法令	根拠条項	審査基準の設定状況		標準処理期間の設定状況		所管課	申請受付窓口	連絡先	備考
				未設定理由		未設定理由					
155	緑地協定の認可	都市緑地法	45-4		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
156	緑地協定の変更の認可	都市緑地法	48-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
157	緑地協定の廃止の認可	都市緑地法	52-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
158	一人緑地協定の認可	都市緑地法	54-1		法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要である。		事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難である。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
159	緑化施設整備計画の認定	都市緑地法	60-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
160	緑化施設整備計画の変更の認定	都市緑地法	62-1		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
161	保存樹木等の指定解除の許可	いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例	11-3		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	
162	緑化地区指定の協定の解除又は区域の変更許可	いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例	15-2		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。		将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ審査基準を設定する実益がない。	公園緑地課	公園緑地課	公園緑地課 管理係 0246(22)7518	